

# 質 問 回 答 書

- 1 本質問回答は、令和5年度に環境政策局地球温暖化対策室が公募する3件の照明設備LED化簡易型ESCO事業（「京都市まち美化事務所、クリーンセンター、公衆便所等49施設照明設備LED化簡易型ESCO事業」、  
「京都市動物園・二条城事務所等9施設、保健福祉施設・中央斎場等5施設計14施設照明設備LED化簡易型ESCO事業」、  
「京都市児童館、学童保育所等48施設照明設備LED化簡易型ESCO事業」）に適用します。
- 2 「該当する事業」列に○印のある質問回答は、印のある事業にのみ適用する質問回答です。
- 3 本質問回答書は、令和5年度に環境政策局地球温暖化対策室が公募する3件の照明設備LED化簡易型ESCO事業の全てのHPに同じものを掲載しています。
- 4 質問事項は原文のまま、質問数は30問です。
- 5 回答で使う用語については、以下を意味するものとします。

No. ○○	…	本質問回答書の○○番目の回答
募集要項	…	「該当する事業」列に○印のある事業の公募型プロポーザル募集要項
仕様書	…	「該当する事業」列に○印のある事業の照明器具・工事仕様書

NO.	該当する事業			質問事項	回答
	まち美化事務所等49施設	動物園等14施設	児童館等48施設		
1		○		仕様書 3 工事仕様 (12) について 「受注者で改修した蛍光灯照明器具の誤使用が懸念される場合には、判別できるシールを貼付すること。」とのことですが、取替工事予定の2,856台全てにシールを貼る必要はない、との認識でよろしかったでしょうか。 また、誤使用が懸念される場合は具体的にどのような場合か、ご教示いただけますでしょうか。	前段はお見込みのとおりです。 また、「誤使用が懸念される場合」とは、「現地調査の結果やむを得ず、器具交換ではなく直管ランプの交換でLED化した場合」を指します。 (参考:「一般社団法人日本照明工業会ガイド 301:2021 既設の蛍光灯器具をAC直結G13口金直管LED光源用に改造工事する場合の注意」)
2	○			仕様書 3 工事仕様 (12) について 「受注者で改修した蛍光灯照明器具の誤使用が懸念される場合には、判別できるシールを貼付すること。」とのことですが、取替工事予定の6,090台全てにシールを貼る必要はない、との認識でよろしかったでしょうか。 また、誤使用が懸念される場合は具体的にどのような場合か、ご教示いただけますでしょうか。	前段はお見込みのとおりです。 また、「誤使用が懸念される場合」とは、「現地調査の結果やむを得ず、器具交換ではなく直管ランプの交換でLED化した場合」を指します。 (参考:「一般社団法人日本照明工業会ガイド 301:2021 既設の蛍光灯器具をAC直結G13口金直管LED光源用に改造工事する場合の注意」)
3			○	仕様書 3 工事仕様 (12) について 「受注者で改修した蛍光灯照明器具の誤使用が懸念される場合には、判別できるシールを貼付すること。」とのことですが、取替工事予定の2,627台全てにシールを貼る必要はない、との認識でよろしかったでしょうか。 また、誤使用が懸念される場合は具体的にどのような場合か、ご教示いただけますでしょうか。	前段はお見込みのとおりです。 また、「誤使用が懸念される場合」とは、「現地調査の結果やむを得ず、器具交換ではなく直管ランプの交換でLED化した場合」を指します。 (参考:「一般社団法人日本照明工業会ガイド 301:2021 既設の蛍光灯器具をAC直結G13口金直管LED光源用に改造工事する場合の注意」)
4	○	○	○	募集要項 11 ESCO事業提案提出書類・作成要領について 様式第14号・15号についてはフォントサイズが10.5ポイントと指定されていますが、その他様式においては、フォントサイズの指定はございませんでしょうか。	その他の様式につきましては、フォントサイズ・書体の指定は行いませんが、印刷時に明瞭に表示されるよう配慮してください。 なお、本市が書式を変更できないように設定している様式で印刷に問題が生じる場合は、「募集要項 4 公募型プロポーザルに係る担当部署」に記載の、エネルギー事業推進担当まで御一報ください。
5	○	○	○	募集要項 2 事業概要 (5) 事業期間について 昨今の世情(コロナ感染・ウクライナ情勢等)により、いかんともしがたい理由で材料納品遅れ、施工者の不足が発生する可能性があります。その際には、両者による協議、ということでご対応いただけますでしょうか。	「募集要項 15 事業実施に関する事項 (3)」のとおり、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行い対応するものとします。
6	○	○	○	募集要項 2 事業概要 (7) エネルギー及び電気料金の削減量 について 使用量、電気代の削減数値について明示いただいておりますが、調査の結果、灯数、器具、が変更となった場合については、この数値(=ベースライン)については、変更いただける、ということではよろしいでしょうか。	「募集要項 2 事業概要 (7)」に記載した削減量と削減額は、公募に対する提案上、様式において必要事項を入力した際に満たすべき最低限の数値を示すものです。 公募時点で本市が提示している機器の種類・数量は提案及び審査用であり、最終的な種類・数量は、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に確定しますが、その内容はベースラインに反映することが可能です。
7	○	○	○	募集要項 15 事業実施に関する事項 (3) ア 基本的な考えについて 提案が達成しないことによる損失については、原則として事業者が負担する。ただし・・・ということに記載いただいておりますが、この内容については、今後における「電力会社の値上げによる未達成」も含まれることとし、別途ご協議いただけることではよろしいでしょうか。	「募集要項 2 事業概要 (7)」のとおり、エネルギー削減量についてのみ最低限の数値を示していますので、電気料金の変動は提案の達成に影響しません。

NO.	該当する事業			質問事項	回答
	まち美化事務所等 49施設	動物園等 14施設	児童館等 48施設		
8	○	○	○	仕様書 1 業務内容 (9) について 球交換でも可能な器具について記載いただいておりますが、電気代、CO <sub>2</sub> 排出量削減の観点から、球交換可能となっている器具以外のものについても球交換での対応は可能でしょうか。	事業提案の段階では、全ての器具について、球交換での対応は想定しないこととしてください。 詳細設計の段階であっても、当該項目で明記されていない照明器具を球交換のみで対応することは、原則できません。 ただし、「募集要項様式 第13号 参考資料 指定外器具一覧 S2」や、施工上、球交換が明らかに合理的である場合は、施工計画書においてその旨を示していただくことで、別途協議を行い対応することが可能です。
9	○	○	○	仕様書 1業務内容 (9) について 「ダウンライト等・・・容易にLED化」できるものの種類別と数量別をお示しいただけますでしょうか。	「募集要項 2 事業概要 (3) 照明器具の種類及び数量」のなお書きのとおり、本市が示す数量・器具仕様は参考であり、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に確定します。
10	○	○	○	仕様書 1 業務内容 (10) について 調光器を使用している場合は、調光対応とすること、と記載されておりますが、現時点で把握されている箇所がありましたら、ご教授ください。 また、既存調光システムの方法（コントローラー、リモート等）もご教授ください。	「募集要項 2 事業概要 (3) 照明器具の種類及び数量」のなお書きのとおり、本市が示す数量・器具仕様は参考であり、当該仕様は優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に確定します。
11	○	○	○	仕様書 1業務内容 (10) について 「既存器具が調光器を使用している場合は、調光対応すること」とありますが、無線調光を使用されている箇所がありましたら、お示しいただけますでしょうか。	「募集要項 2 事業概要 (3) 照明器具の種類及び数量」のなお書きのとおり、本市が示す数量・器具仕様は参考であり、当該仕様は優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に確定します。
12	○	○	○	仕様書 2 照明器具の仕様 (1) 共通 コ について 既設照明がステンレス製である場合は、仕様を同等とする、との記載がありますが、現時点でステンレス製が設置されている箇所がわかればご教授ください。	「募集要項 2 事業概要 (3) 照明器具の種類及び数量」のなお書きのとおり、本市が示す数量・器具仕様は参考であり、当該仕様は優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に確定します。
13	○	○	○	仕様書 3 工事仕様 (2) について 設置作業に使用する材料はすべて新品とする、とのことですが、既設灯具の取替設置に必要な部材のことであり、灯具へ配線されている電力ケーブルについては、既設流用する、ということでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	○	○	○	仕様書 2照明器具の仕様 (1) 共通 カについて 「埋込型照明器具を取り換える場合には、埋込寸法の差により天井に隙間が生じないように処置を行うこと。」とありますが、隙間が空く場合は、リニューアルプレートを取り付ける対応でよろしいでしょうか。また、リニューアルプレートを取り付ける場合の費用負担はどのようにお考えでしょうか。	事業提案の段階では、リニューアルプレートによる対応は見込めないでください。 現地調査及び詳細設計の段階で、事業者において種類・数量を確定し、契約金額に反映することとしますが、使用箇所は最小限としてください。

NO.	該当する事業			質問事項	回答
	まち美化事務所等 49施設	動物園等 14施設	児童館等 48施設		
15	○	○	○	<p>仕様書 2照明器具の仕様 (3) イ、ウについて</p> <p>「イ 誘導灯及び非常用照明器具について、LED光源の誘導灯及び非常用照明器具に取り換えること。」とありますが、一方、「ウ 既存の専用型非常用照明器具については、引き続き使用するものとし、LED化は行わない。」とされており、</p> <p>こちらは非常用照明器具(別置型)については、LED化はしないという認識でよろしいでしょうか。また、別置型については、取替対象数量に含まれているのでしょうか。</p> <p>含まれておりましたら、どれくらいの数量かご教示願います。</p> <p>なお、別置型でも取り換え対象である場合、別置型には、ACタイプとDCタイプがあると思いますので、どの箇所がACタイプかDCタイプかのお示しをしていただけないでしょうか。</p>	<p>専用型非常用照明(非常用照明として単独で設置されており、一般照明と一体の照明でないもの)のLED化は行わないため、取換対象数量に含まれていません。</p> <p>一般照明と非常用照明が一体となった照明器具は、取換対象数量に含まれます。</p> <p>電源のタイプについては、事業者選定後、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に、事業者において確定していただきます。</p>
16	○	○	○	<p>仕様書 2照明器具の仕様 (3) イについて</p> <p>「イ 誘導灯及び非常用照明器具について、LED光源の誘導灯及び非常用照明器具に取り換えること。」とありますが、誘導灯については、各施設により消防署へ非常用照明誘導灯で届出をされている、されていないケースが考えられます。届出の有無により、登録された器具を準備しないと考えますが、各施設の届出情報をお示しいただけないでしょうか。</p>	<p>事業提案の段階では現状の届出状況は考慮不要とし、本市が提示する数量等を基に提案を行ってください。</p> <p>具体的な種類・数量については、事業者選定後、優先交渉権者による現地調査及び詳細設計を基に、現状の仕様を維持する形で、事業者において確定していただきます。</p> <p>なお、届出情報については、詳細設計の段階で、可能な範囲で提示します。</p>
17	○	○	○	<p>仕様書 3工事仕様 (11) について</p> <p>大気汚染防止法のR4.4.1付改正に伴い、天井穴あけ等の加工が生じる場合、建物の改修にあたることから、アスベスト事前調査と保健所への報告が施工者の義務であり、必要になるかと考えますが、アスベスト調査が不要と判断できる設計図書はありますか。また、アスベスト調査が伴う場合は、発注者様の協力が必要であり、工期延期とともに別途調査費用を考慮していただけますでしょうか。</p>	<p>対象となる施設は全て古い施設であるため、天井に穴あけ加工が生じる箇所は全箇所レベル3相当のアスベスト含有みなしとして施工していただく必要があります。</p> <p>なお、事業提案の段階では、「天井穴あけ加工が発生する場合」は、「非常灯一体型照明を専用型非常用照明に交換するために、新たに天井穴あけ加工が必要な場合」のみを想定してください。</p> <p>届出等については、現地調査及び詳細設計の際に、再度、築年数や建築図面などを基に調査し、関係各所へ提出していただく必要があります。</p>
18	○	○	○	<p>仕様書 7照明器具の保証等 (1) について</p> <p>「照明器具の保証期間は5年間とし、うち2年間については交換費用も受注者において負担するものとする。」とありますが、3年目以降の交換費用は発注者様で負担するという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また「誘導灯及び非常照明の蓄電池については、消耗品のため、本事業の保証対象としない。」とありますが、この蓄電池取替に係る費用は発注者様負担でよろしかったでしょうか。</p>	<p>前段はお見込みのとおり、保証期間の3年目開始日から最終日までの間については、器具交換に伴う施工費用のみ本市が負担します。</p> <p>後段の蓄電池については事業者の保証対象としないため、照明器具本体の保証期間の始期から最終日までの間、一貫して本市が負担して交換します。</p>

NO.	該当する事業			質問事項	回答
	まち美化事務所等 49施設	動物園等 14施設	児童館等 48施設		
19	○	○	○	募集要項10 (4) について 電気使用料金については、その時々によって料金に変動があるかと存じますが、その点については、ご考慮していただけますでしょうか。	No. 7の回答を参照してください。
20	○	○	○	募集要項5 (2) について 現地調査・詳細設計を行う時期については、休業期間等に実施するとして、平日時間帯での調査は不可として考えたらよろしいでしょうか。また、各施設の休業期間等についてご教授願います。	「募集要項別紙 事業対象施設 作業可能日時（調査・施工）」及び「仕様書 3 工事仕様（8）」のとおりです。
21	○	○	○	募集要項5 (5) について 工事施工を行う時期についても、調査時と同じく休業期間等に実施するとして、平日時間帯での施工は不可として考えたらよろしいでしょうか。また、各施設の休業期間等についてご教授願います。	「募集要項別紙 事業対象施設 作業可能日時（調査・施工）」及び「仕様書 3 工事仕様（8）」のとおりです。
22		○		募集要項別紙 事業対象施設について 事業対象施設として、「動物園」があげられていますが、動物園内のどのような場所を選定されておりますでしょうか。もし生き物観覧施設等でのLED化を実施する場合の動物の移動等の対応は動物園にて実施していただける、ということでもよろしいでしょうか。	動物園内の、職員が作業を行う事務所棟部分のLED化を想定しており、動物の移動が必要になる作業は想定しておりません。
23	○	○	○	契約書案 第17条について 「乙は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を火災保険その他の保険に付さなければならない。」とありますが、これは仕様書の9. その他（2）に記載がある通り、保険期間は契約開始日から工事目的物引渡しの日まででよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、目的物の引渡しは契約末日である令和6年3月29日を想定しています。
24	○	○	○	施工役割の構成員の配置予定技術者として、構成員の役員を兼任している他会社の監理技術者を配置することは可能でしょうか。	建設業法及び募集要項等に基づき適切な技術者を配置してください。 御質問の場合、企業の役員は雇用関係にあるとは言えず、「募集要項 6 (3) コ（7）：直接的な雇用関係にあり、かつ参加表明日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。」を満たしませんので不可となります。
25	○	○	○	世界的に深刻な半導体不足、サプライチェーンリスク等の影響により、本物件におきましても、生産に遅延が生じる可能性がございます。メーカー側の生産状況等により納期が間に合わない場合には、別途協議を頂くことは可能でしょうか。	No. 5の回答を参照してください。
26	○	○	○	照明器具・工事仕様書において工事仕様16の設置前後の照度測定の記載とありますが、非常用照明器具も対象とするものでよいのか。	「仕様書 3 工事仕様（17）」に記載する国交省告示のとおり、必要な測定・検査を行い、報告書を作成してください。 なお、同告示別表第3において、非常用照明器具の検査項目の一つに「照度」が挙げられており、「避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。」とされています。

NO.	該当する事業			質問事項	回答
	まち美化事務所等 49施設	動物園等 14施設	児童館等 48施設		
27	○	○	○	受注者が現地調査及び詳細設計に基づき照明器具の仕様を確定すると記載ありますが、調査行った結果、意匠性ある灯具に関しては施設イメージを損なわないように玉交換での対応が望ましいと考えております。協議の上対応を決定する認識でよろしいでしょうか。	No. 8の回答を参照してください。
28	○	○	○	完成図書内容にあるPCB有無報告書に関して、報告書としてどこまでの内容が含まれていればよろしいでしょうか。	全ての安定器について、含有の有無を報告書で示してください。 銘板に記載の製造年月日を基に、非含有であると判断できない安定器については、機器の銘板に記載されている製造者名、表示記号等を基にPCBを使用した製品であるかどうかを製造者のホームページで確認するなどし、その結果を報告書として示してください。
29	○	○	○	アスベストの記載ございますが、既に調査等は実施されてるのでしょうか。実施済みの場合、調査結果等の情報開示頂くことは可能でしょうか。	No. 17の回答を参照してください。 なお、調査結果については、詳細設計の段階で、可能な範囲で提示します。
30	○	○	○	照明器具・工事仕様書 【3】工事仕様(10)現地調査及び詳細設計の際に受注者で確認し、加工が必要な場合は取付金物等を受注者負担にて用意すること。 上記の内容で記載されていますが、現場調査後に器具のサイズが合わずリニューアルプレートやその他の部材が必要になった場合は受注者にて負担することになりますか。	No. 14の回答を参照してください。